

広野町魅力発信シンボルマーク管理規程

令和 6 年 5 月 21 日

広野町規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、町の雄大な自然・歴史を象徴する五社山、高倉山及び温暖な気候を象徴するみかんの丘を中心としてデザインした広野町魅力発信シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条 シンボルマークは、町の魅力を発信するための公式の制作物、媒体等に広く使用し、町の魅力の認知度及びブランド化を高めるほか、その実現に資する取組みを推進することを目的として使用する。

(デザイン及び権利)

第 3 条 シンボルマークのデザインは、別表のとおりとする。

2 シンボルマークに関する一切の権利は、町に帰属する。

(管理)

第 4 条 シンボルマークの使用に係る管理事務は、産業振興課において処理する。

(町が組織として使用する場合)

第 5 条 町の名称を用いる資料等の印刷物について必要な場合は、シンボルマークを使用するものとする。

2 前項のほか、町の広報活動においては、可能な限りシンボルマークを使用するものとする。

3 シンボルマークの使用に当たっては、別表のとおり使用するものとする。

(職員が使用する場合)

第 6 条 町の職員（以下この条及び次条において「職員」という。）は、その業務に関わるもの（業務上使用する職員個人の所有物を含む。）に限り、シンボルマークを使用することができる。

2 職員がシンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守の上、適切に使用しなければならない。

(1) 別表に則って使用することを原則とし、シンボルマークのデザインの変形等の改変をして使用してはならない。

(2) シンボルマーク入りの物品等を製作し、これを販売する等により利益を得てはならない。

(3) 不適切な使用が判明した場合は、直ちにその使用を中止し、産業振興課長の指示に従わなければならない。

- 3 シンボルマークの使用に当たり、疑義が生じた場合は、事前に産業振興課長へ相談し、了承を得た後に使用するものとする。

(第三者が使用する場合)

第7条 町又は職員以外の者（第3号及び次条第1項において「第三者」という。）がシンボルマークを使用することは、次に掲げる場合を除き、認めない。

- (1) 町から依頼を受けてシンボルマーク入りの資料や物品等を製作する場合
- (2) 町が共催又は参加する行事や後援、協賛、協力等を行う事業・行事等において製作する資料や物品等に、町が当該共催等を行うことを、シンボルマークを用いて表示する場合
- (3) その他第三者によるシンボルマークの使用が町の広報活動に資する場合であって、町長がその使用を認めた場合

(使用申請等)

第8条 第三者が前条第3号の規定によりシンボルマークを使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前までに広野町魅力発信シンボルマーク使用申請書（次項において「申請書」という。）（様式第1号）を町長に提出して、申請を行わなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは、広野町魅力発信シンボルマーク使用承認書（次項において「承認書」という。）（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 町長は、前項の承認書を交付する場合には、シンボルマークの使用に関する条件を付することができる。

(承認内容の変更等)

第9条 前条第1項の規定による申請の内容に変更等があった場合には、同条第2項の規定によりシンボルマークの使用の承認を受けた者は、速やかに、広野町魅力発信シンボルマーク使用変更申請書（次項において「変更申請書」という。）（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは、広野町魅力発信シンボルマーク使用変更承認書（次項において「変更承認書」という。）（様式第4号）を交付するものとする。

- 3 町長は、前項の変更承認書を交付する場合には、シンボルマークの使用に関する条件を付することができる。

(使用承認の取消し等)

第10条 町長は、第8第2項の規定によりシンボルマークの使用の承認を受けた者又は前条第2項の規定によりシンボルマークの使用の変更承認を受けた者が次に掲げる事項に該当する場合には、使用条件を変更し、若しくは使用の承認を取り消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

- (1) シンボルマークの使用の承認若しくは使用の変更承認の際に付した条件又はこの
規程に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により使用申請等を行ったとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

1 シンボルマークの色

シンボルマークは原則、カラーでを使用することとする。ただし、カラーでの使用により難しい場合には、グレーの使用も可能とする。

カラー



グレー



2 シンボルマークと文字との組合せ

シンボルマークは、原則としてシンボルマークのみの単独の使用とするが、文字を組み合わせて下記のとおり使用することができる。

パターン1



パターン2



様式第 1 号（第 8 条関係）

広野町魅力発信シンボルマーク使用申請書

年 月 日

広野町長 様

申請者

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

電話番号

広野町魅力発信シンボルマーク管理規程第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用方法

※ 具体的な使用方法が分かる図等を別紙として添付すること。

様式第2号（第8条関係）

広野町魅力発信シンボルマーク使用承認書

記 号 番 号
年 月 日

様

広野町長



年 月 日付けで申請のあった広野町魅力発信シンボルマークの使用について承認します。

使用の際は、下記の事項を必ず遵守してください。

使用条件：

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反して広野町魅力発信シンボルマークを使用した場合、広野町魅力発信シンボルマーク使用申請書の内容に虚偽があることが判明した場合その他町長が必要と認める場合には、使用条件を変更し、若しくは使用の承認を取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。

様式第3号（第9条関係）

広野町魅力発信シンボルマーク使用変更申請書

年 月 日

広野町長 様

申請者

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

電話番号

広野町魅力発信シンボルマークの使用に当たり、次のとおり変更したいので申請します。

変更の内容

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用方法

※ 具体的な使用方法が分かる図等を別紙として添付すること。

様式第4号（第9条関係）

広野町魅力発信シンボルマーク使用変更承認書

記 号 番 号
年 月 日

様

広野町長



年 月 日付けで申請のあった広野町魅力発信シンボルマークの使用変更について承認します。

使用の際は、下記の事項を必ず遵守してください。

使用条件：

記

- 1 変更申請内容に更に変更等があった場合は、速やかに再変更申請を行うこと。
- 2 使用条件に違反して広野町魅力発信シンボルマークを使用した場合、広野町魅力発信シンボルマーク使用変更申請書の内容に虚偽があることが判明した場合その他町長が必要と認める場合には、使用条件を変更し、若しくは使用の承認を取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあること。